

# 第17回市場公募地方債発行団体合同IR ～共同発行債の商品性と今後の取組み～

平成30年10月23日(火)

共同発行債 幹事団体

北海道総務部財政局財政課

資金担当課長 清水目 剛

# 目次

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み
2. 共同発行市場公募債の商品性
3. 足許の動向
4. 平成30年度共同発行市場公募債の発行計画
5. 今後の取組み

# 1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

## 経緯

- ・公的資金中心の資金調達から民間資金へのシフト  
平成15年度地方債計画では民間資金のウェイトが約半分まで増加

## 狙い

- ・地方債市場におけるベンチマークとしての商品発行
- ・安定的かつ有利な民間資金調達の必要性

## 共同発行市場公募債の根拠

### 地方財政法

#### 第5条の7

「証券を発行する方法によって地方債を起こす場合においては、2以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる」

# 1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

## 発行団体数と発行額の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22	三重県、奈良県		35	16,200
H23			35	15,360
H24	福井県		36	15,150
H25			36	15,170
H26			36	14,740
H27			36	14,210
H28			36	12,040
H29			36	12,060
H30			36	12,070 (予定)

## 2. 共同発行市場公募債の商品性

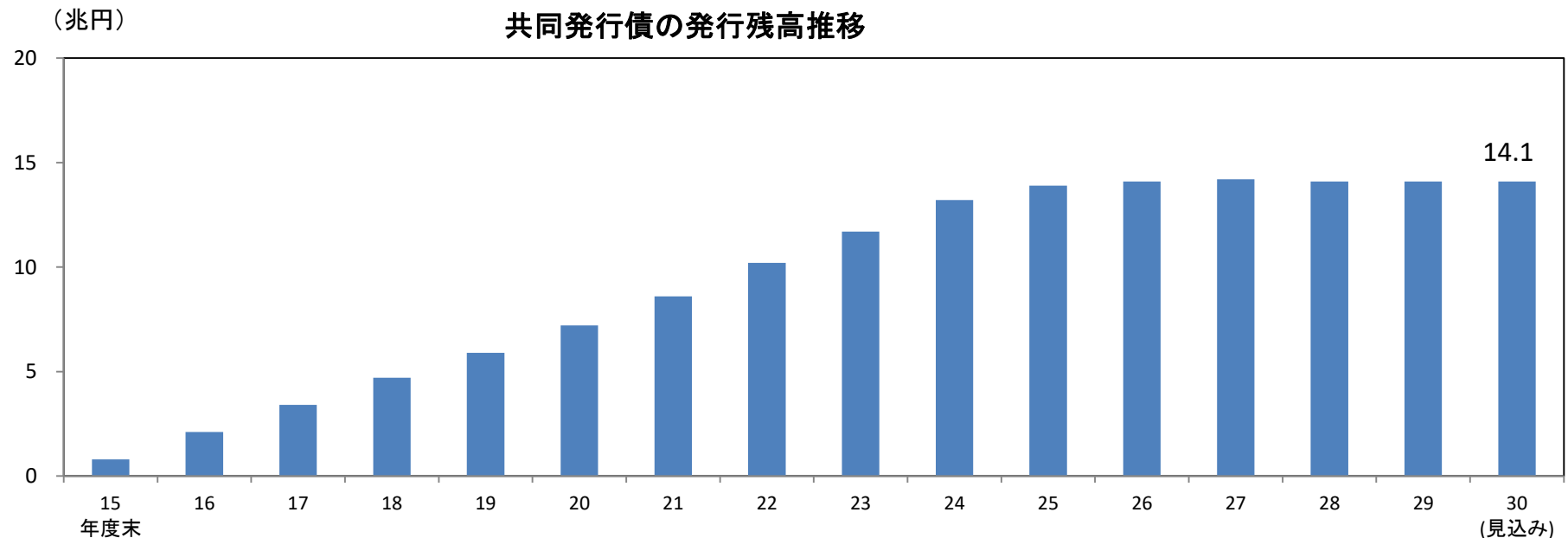
高い流動性と極めて強固な償還確実性により、**投資商品としての優れた商品性を確保**

毎月の安定的な発行	毎月1,000億円程度の発行を継続	➡	①高い流動性
連帯債務方式	地方財政法第5条の7に基づき、全ての発行団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行		
流動性補完措置 (ファンド)	発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行う為、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置	➡	②極めて強固な償還確実性

## 2. 共同発行市場公募債の商品性

### ①高い流動性の確保

- ・毎月、1,000億円程度の発行を継続しており、流動性の高い商品。  
特に、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- ・現在の発行残高で14兆円を超えるなど、地方債市場全体のベンチマーク銘柄としての地位を確立。



## 2. 共同発行市場公募債の商品性

### ②極めて強固な償還確実性の実現

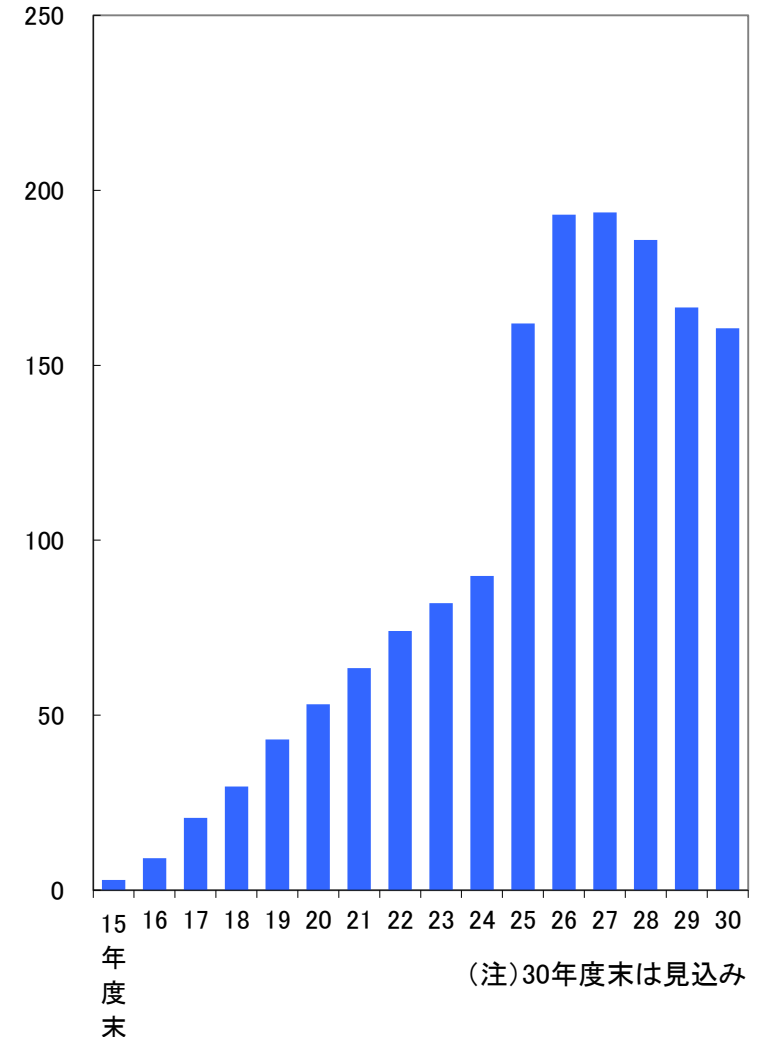
#### 【連帯債務方式】

- 発行団体による連帯債務方式を採ることで、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

#### 【流動性補完措置(ファンド)】

- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。
- その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。
- 当該ファンドにより、不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことが可能(タイムリー・ペイメントの確保)。

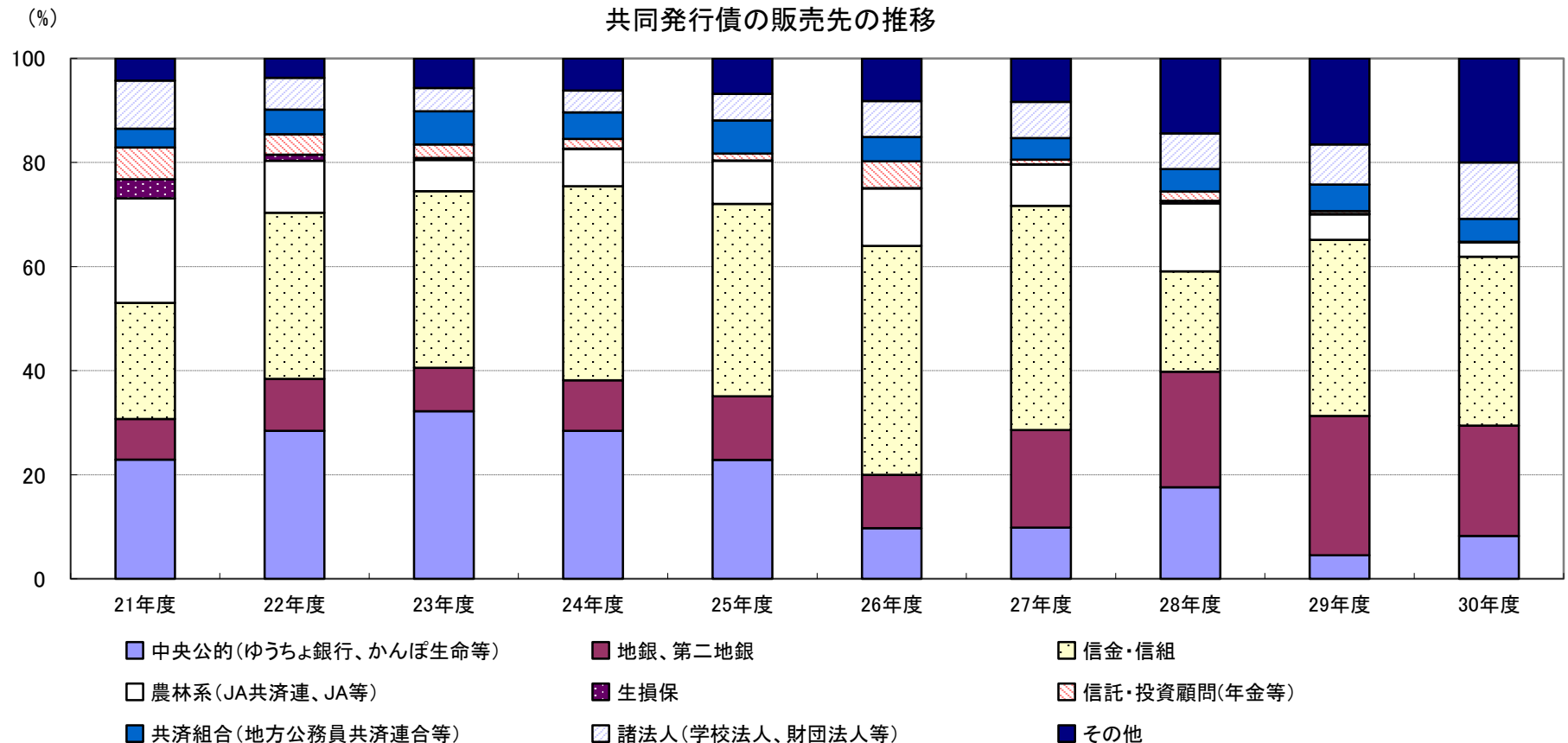
(億円) 流動性補完ファンド残高の推移



# 3. 足許の動向

## ①販売先の特徴

・近年の金融環境の変化に伴い、投資家構成の変化が大きい状態。



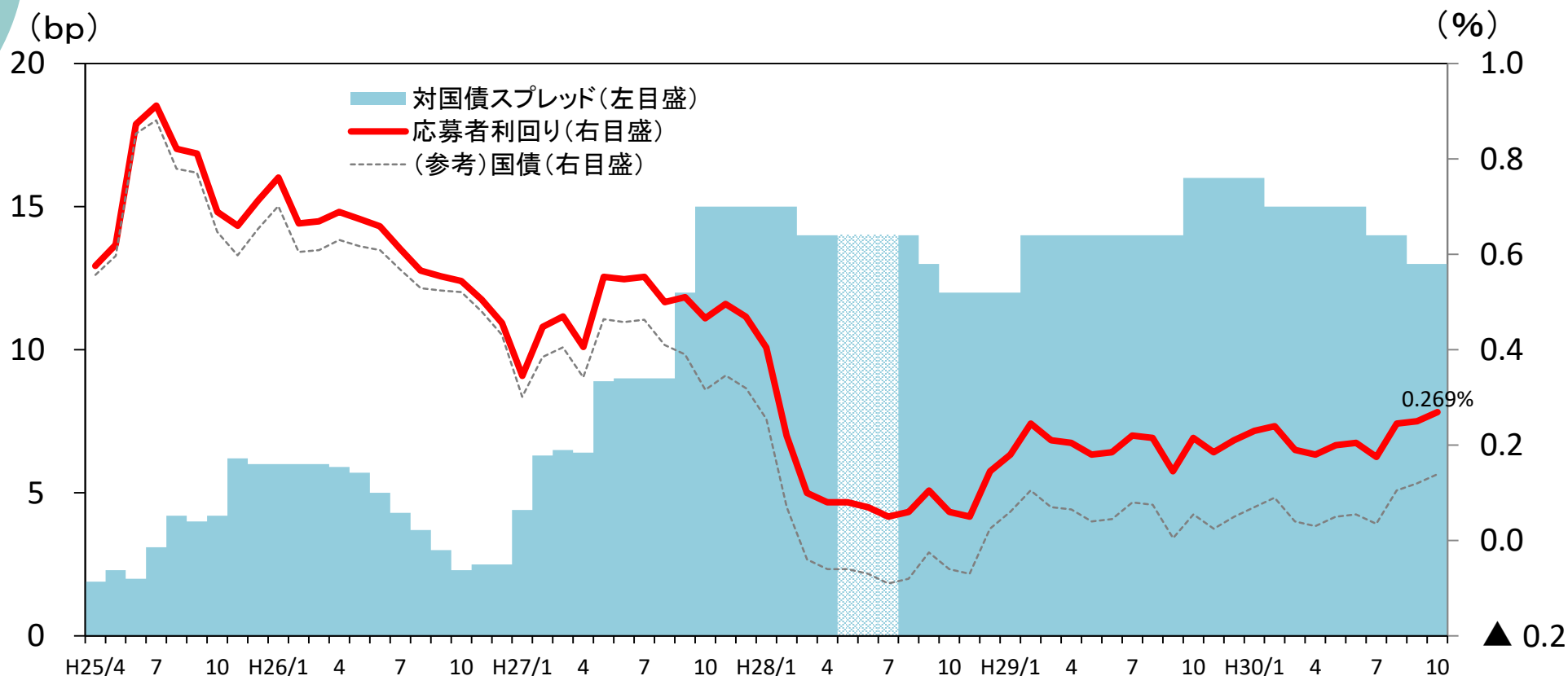
(注)30年度は4月～9月分



### 3. 足許の動向

#### ②発行スプレッド・応募者利回りの動向

・近年では、日銀による金融緩和を受け、10年国債金利が低下。地方債の対国債でのスプレッドは2桁台の水準が続いている。最近の応募者利回りは0.2%台で推移。



(※)28/5~7月債は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)

## 4. 平成30年度共同発行市場公募債の発行計画

- ・平成30年度の参加団体は36団体。
- ・発行総額(計画)は1兆2,070億円(※)。

(※)各団体の予算案において、連帯債務対象額を債務負担行為として計上

- ・毎月、1,000億円程度の発行を計画。

### 参加団体

- ・道府県 24団体 (市場公募債発行団体35団体のうち約7割が参加)
- ・政令市 12団体 (市場公募債発行団体20団体のうち6割が参加)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 4. 平成30年度共同発行市場公募債の発行計画

## 発行計画

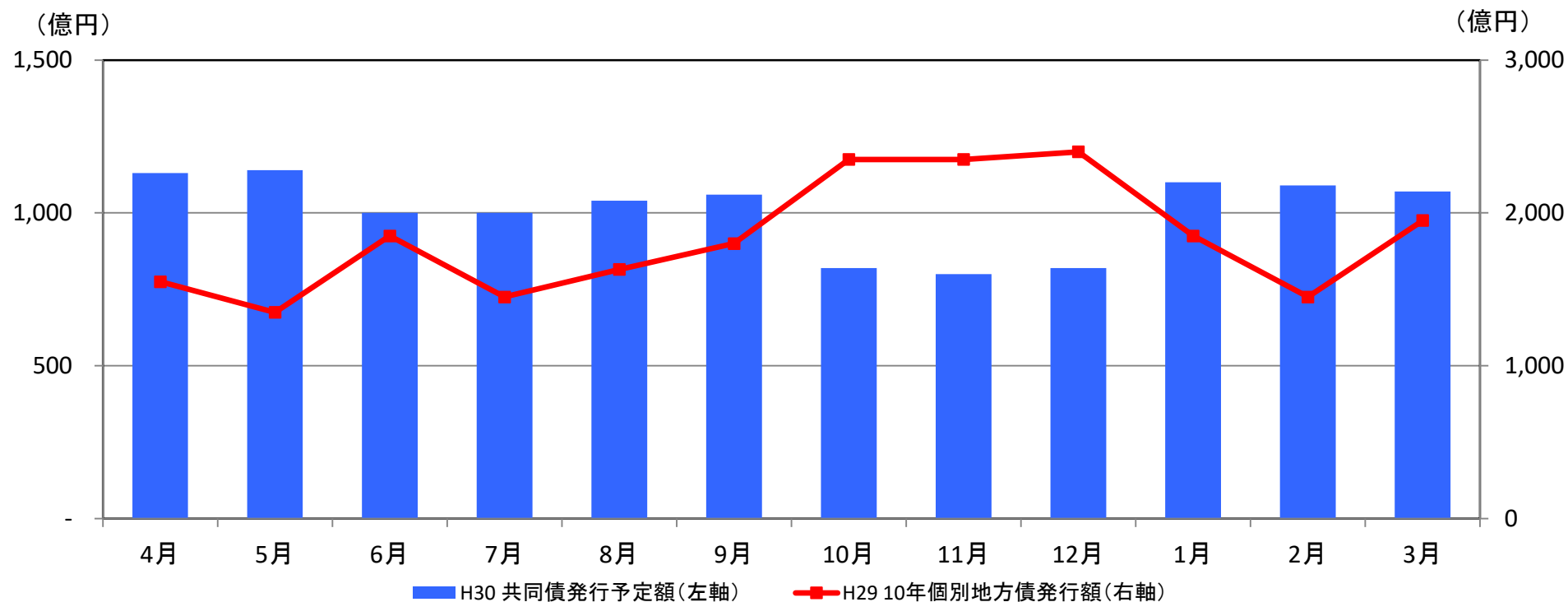
(単位:億円)

発行予定額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発行予定額	1,130	1,140	1,000	1,000	1,040	1,060	820	800	820	1,100	1,090	1,070	12,070
北海道	100	100	-	100	100	100	-	100	100	100	-	-	800
宮城県	50	-	-	-	50	-	100	-	-	100	50	-	350
福島県	50	50	-	-	50	-	40	-	40	40	40	-	310
茨城県	60	60	-	60	60	-	-	30	-	30	-	-	300
埼玉県	100	50	50	50	100	-	-	50	-	20	60	20	500
千葉県	-	50	-	-	-	100	-	-	50	-	-	100	300
神奈川県	50	-	-	50	-	-	-	100	-	100	-	-	300
新潟県	50	70	70	90	40	40	40	40	40	40	40	40	600
福井県	-	-	20	-	-	20	20	-	-	-	-	40	100
長野県	90	60	-	90	90	-	60	60	-	60	-	-	510
岐阜県	-	30	-	30	-	50	-	30	-	40	-	50	230
静岡県	-	-	30	-	-	30	-	-	80	80	80	-	300
愛知県	50	100	-	-	100	-	100	-	-	-	50	-	400
三重県	-	-	10	-	-	40	10	-	-	-	10	30	100
京都府	50	50	50	50	50	-	-	50	50	50	100	50	550
大阪府	100	100	-	-	-	100	100	100	-	100	100	100	800
兵庫県	50	100	100	100	100	50	50	50	-	50	50	100	800
奈良県	-	10	-	-	-	50	10	-	-	30	-	-	100
岡山県	-	-	10	-	-	30	-	-	30	-	30	-	100
広島県	-	-	100	-	100	-	100	-	100	-	100	-	500
徳島県	-	-	40	-	70	-	-	-	30	-	-	60	200
熊本県	50	-	50	50	-	50	-	-	50	-	50	-	300
大分県	-	-	50	-	-	50	-	-	20	-	30	-	150
鹿児島県	50	50	80	50	50	50	50	20	50	50	50	50	600
札幌市	100	-	-	-	-	70	-	30	-	-	-	100	300
仙台市	30	30	30	30	-	30	30	-	30	-	30	30	270
千葉市	50	-	30	40	30	30	-	-	40	-	40	40	300
川崎市	-	-	50	-	50	-	-	50	-	-	50	-	200
新潟市	-	-	30	30	-	-	30	-	-	100	10	-	200
静岡市	-	-	30	-	-	40	-	-	30	-	-	50	150
京都市	-	50	50	50	-	50	-	50	50	-	50	50	400
大阪市	-	50	-	-	-	50	-	-	30	70	-	100	300
神戸市	-	80	-	10	-	10	-	20	-	20	-	60	200
広島市	-	-	30	-	-	20	30	-	-	20	-	-	100
北九州市	50	50	-	100	-	-	50	-	-	-	50	-	300
福岡市	-	-	90	20	-	-	-	20	-	-	20	-	150

## 4. 平成30年度共同発行市場公募債の発行計画

### ❖ 月別発行計画の考え方

- ①流動性・投資機会の確保の観点から、毎月一定程度の発行額を確保
- ②個別地方債の発行量も踏まえた10年地方債全体での月別発行量の平準化  
個別地方債(10年)の発行量が多く見込まれる10~12月は発行量を減少



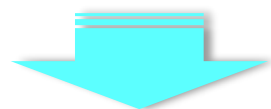
## 5. 今後の取組み

### ①市場との対話の一層の重視

- IRによる投資家層の拡大
  - ・共同発行債IRの実施
  - ・合同IRでのブース設置
  - ・海外IRの実施
- 市場関係者の皆様の声を真摯にお伺いし、商品性の向上を検討

### ②ベンチマーク債としての地位の確立

- セカンダリーも含めた価格の透明性向上策
  - ・地方債協会HPから共同発行債売買気配情報の配信



地方債市場全体の活性化に寄与

# (参考) 共同発行債のIRの状況

## ① 共同発行債IR

開催日	説明者
平成17年 2月	総務省
平成18年 2月	総務省
平成19年 2月	総務省
平成20年 3月	総務省、発行団体（愛知県）
平成21年 3月	総務省、発行団体（大阪市）
平成22年 3月	総務省、発行団体（千葉県）
平成23年 3月	総務省、発行団体（京都市）

開催日	説明者
平成24年 3月	総務省、発行団体（埼玉県）、地方公共団体金融機構
平成25年 3月	総務省、発行団体（神戸市）、地方公共団体金融機構
平成26年 3月	総務省、発行団体（茨城県）、地方公共団体金融機構
平成27年 3月	総務省、発行団体（広島市）、地方公共団体金融機構
平成28年 3月	総務省、発行団体（静岡県）、地方公共団体金融機構
平成29年 3月	総務省、発行団体（北九州市）、地方公共団体金融機構
平成30年 3月	総務省、発行団体（北海道）、地方公共団体金融機構

## ② 海外IR

開催日	開催都市
平成21年10月	ソウル、シンガポール、香港、北京
平成22年10月	ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム
平成23年10月	ソウル、シンガポール、香港、北京
平成24年10月	ロンドン、オスロ、ストックホルム、ヘルシンキ
平成25年11月	ドーハ、アブダビ、ドバイ

開催日	開催都市
平成26年10月	ジュネーブ、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン
平成27年10月	パリ、オスロ、ストックホルム
平成28年 9月	フランクフルト、チューリッヒ、コペンハーゲン
平成29年 9月	香港、シンガポール
平成30年 5月	ロンドン、フランクフルト

## ③ 投資家訪問(国内)

開催日	開催都市
平成28年 6月	東京都（国内投資家）
平成28年10月	東京都（国内投資家）
平成29年 4月	北九州市（国内投資家）
平成29年11月	東京都（海外投資家）

開催日	開催都市
平成30年 3月	東京都（海外投資家）
平成30年 7月	千葉市（国内投資家）
平成30年 9月	東京都（海外投資家）
平成30年10月	東京都（海外投資家）

## (参考) 共同発行市場公募債に関する情報発信

### 【ホームページによる情報提供】

- ◆ 共同発行団体連絡協議会HP  
<http://www.kyodohakko.jp>
- ◆ 一般財団法人地方債協会HP  
<http://www.chihousai.or.jp>